

不明〔松野〕

## ● 慣習と法律

穂積 陳重著

慣習は同式行爲の經時的反覆に成る規範にしてその主觀的原因は適應意識であり客觀的原因は同一境遇に在る者に對する同一の刺戟である。その成立には行爲者及承認者の二當事者を必要とし而も兩者は共に多數でなければならず且時間的に繼續するを要するその原始社會に於ける效果は數同意識を鞏固にし秩序的生活の習性を養ひ服従の習性を育てるが大體靜的勢力であつて社會の組成期には有利なれども發展期には有害なりませねばならぬ慣習が法性を享受する順序を考ふるに第一期は法律が慣習の中に潜在し第二期には兩者の竝存あり第三期に至つて法效を有するに至るものである。而して所謂慣習法は國家的統制力として法律的規範たる性質を獲得せる慣習である。即ち慣習の法律享受は公權力の添加によるものにして法慣習の常慣習に異なる點はその制裁の主格が國家の公權力であつて慣行者の共同的相互的制裁に非る點であるとするのが略その大意であらう。附録として法信

説批評及原力論斷片を加へて居る。

これは直に歴史的作品ではない、然しながら著者も引用する如くベークンは「慣習は人生の主宰吏なり」と云つて居る、吾人の生活の大部分は慣習に従ふことを思ふ時それが歴史に於ていかに重大なる作用をなせるかに想到せざるを得ない。歴史を以て發展の學なりとする時保守的勢力である慣習は常に超克さるべき運命の下にあつたものではあるが兩者は一種の對立概念を爲すが故に發展の偉大さを量るものは又慣習であつたさいはれぬこともない。固り著者の論ぜる所はかくの如き廣汎なる意味に於てはなく主として法律關係の中には法源論としてこれを論じたものではあるが讀過中大に慣習の文化的考察を示唆し刺戟するものありその意味に於て甚だ好著たるを信じたのである。(菊版二六五頁、東京岩波書店發行價二、五〇〔肥後〕)

## ● 加賀藩史料 第一編

舊加賀藩の前田氏は其の領土の廣大易封轉城が無かつた事に於て他に比類すべき侯伯少く、藩祖利家以來今